

各 位

不動産投資信託証券発行者名
 東京都千代田区神田錦町一丁目2番地1
 イオンリート投資法人
 代表者名 執 行 役 員 塩 崎 康 男
 (コード: 3292)

資産運用会社名
 イオン・リートマネジメント株式会社
 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 塩 崎 康 男
 問合せ先 専務取締役兼財務企画部長 塚 原 啓 仁
 (TEL. 03-5283-6360)

資金の借入れ（借入れの内容の確定）に関するお知らせ

イオンリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2017年10月11日付「資金の借入れに関するお知らせ（既存借入金の借換え）」にて公表しました資金の借入れ（以下「本借入れ」といいます。）につきまして、借入れの内容が確定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

I. 資金の借入れ

1. 借入れの内容

区分	借入先	借入金額	利率 (注1)	借入実行 日	借入方法	返済期限	返済方法 (注2)	担保
短期	株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社	42億円	基準金利(全銀協1か月日本円TIBOR)に0.22%加えた利率	2017年 10月20日	左記借入先を貸付人とする2017年10月18日付の個別タームローン貸付契約に基づく借入れ	2017年 12月27日	期限一括 弁済	無担保 無保証

(注1) 利払日は、2017年10月27日を初回とし、以後毎月27日及び元本返済期日（同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。）です。利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、各利払日の2営業日前の時点における一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する1か月物の日本円 TIBOR (Tokyo Interbank Offered Rate) となります。かかる基準金利は、利払日毎に見直されます。但し、計算期間が1か月に満たない場合は、契約書に定められた方法に基づき算定される当該期間に対応する基準金利となります。基準金利である全銀協の日本円 TIBOR の変動については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/rate/>) でご確認ください。

(注2) 上記借入れの実行後返済期限までの間に、本投資法人が事前に書面で通知する等、一定の条件が成就した場合、本投資法人は、借入金の一部又は全部を期限前弁済することができます。

2. 借入れの理由

2017年10月20日に返済期限が到来する借入金42億円（2015年2月17日付「資金の借入れ（借入金額の確定）」に関するお知らせ、2016年1月18日付「資金の借入れに関するお知らせ」及び2016年10月18日付「資金の借入れ（借入れ内容の確定）及び金利スワップの設定に関するお知らせ」にて公表）の借換え資金に充当するためです。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

- (1) 調達する資金の額
42 億円
- (2) 調達する資金の具体的な使途
上記 2. 記載の借入金の借換え資金に充当します。
- (3) 支出予定時期
2017 年 10 月 20 日

4. 本借入れ後の借入金等の状況

(単位：百万円)

	本件実行前	本件実行後	増減
短期借入金（注 1）	3,000	5,700	2,700
長期借入金（注 2）	143,000	140,300	△2,700
借入金合計	146,000	146,000	—
投資法人債	4,000	4,000	—
借入金及び投資法人債の合計	150,000	150,000	—
その他の有利子負債	—	—	—
有利子負債合計	150,000	150,000	—

(注 1) 短期借入金とは借入日から返済期日までが 1 年以内の借入れをいいます。

(注 2) 長期借入金とは借入日から返済期日までが 1 年超の借入れをいい、1 年以内に返済予定の長期借入金も含まれます。

II. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本借入れの返済等に関わるリスクに関して、2017 年 9 月 12 日提出の有価証券届出書「第二部 参照情報／第 2 参照書類の補完情報／6 投資リスク」に記載の内容に変更はありません。

以 上

*本投資法人のホームページアドレス : <http://www.aeon-jreit.co.jp/>